

【第3号議案】

定款変更の承認を求める件

第4章 総会「(開催) 第14条」について「総会運営業務の省力・簡略化」を理由に変更を行う。

現行	変更案	理由
第4章 総会「(開催) 第14条1項		
(開催) 第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に開催する他、必要がある場合に臨時総会を開催する。	第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に開催する他、必要がある場合に臨時総会を開催する。	総会運営業務の省力・簡略化

【第4号議案】

役員選出規定変更の承認を求める件

(選挙の方法) 第8条1項について「役員選出業務の省力・簡略化」を理由に変更を行う。

現行	変更案	理由
(選挙の方法) 第8条		
(選挙の方法) 第8条 選挙は郵送による通信投票で行う。 3 選挙管理委員会は、次の文書を同封し、正会員に郵送する。	第8条 選挙は郵送、もしくは電磁的方法による投票で行う 3 選挙管理委員会は、電磁的方法による場合は、次の文書をメールに添付、また、郵送の場合は、同封し正会員に送付する。	役員選出業務の省力・簡略化